平成２６年（フ）第１３６号
川崎市多摩区登戸2701番地６　ストリングビル404
債務者　中澤　英卓
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
川崎市多摩区菅野戸呂15番10号　グリーンハイツ103
債務者　峰尾香代美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
川崎市川崎区小田１丁目32番10号　北田コーポ102
債務者　中田かすみ（旧姓青木・中島）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
川崎市川崎区渡田３丁目13番８号
債務者　湯川　史朗
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６４６号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区18棟302号
債務者　加賀見悦子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６２号
横浜市港北区樽町４丁目４番40号　サンシティやま301
債務者　方波見和佳（旧姓稲本）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６７号
青森県平川市館田前田236番地１
破産者　山岡　淳二
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４１８号
奈良県桜井市大字辻67番地、破産手続開始決定時の住所奈良県桜井市大字粟殿819番地の15
破産者　明光義塾高の原教室こと　中村　達也
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０号
奈良県橿原市木原町176番地の１　アネーバ大和Ａ201、住民票上の住所奈良県橿原市八木町３丁目３番３号
破産者　久保デザイン建工こと　久保　康幸
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相120―３　グリーンヒルズⅡ―105、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字疋相129番地
破産者　ヤマト大理石工業こと大和大理石工業こと　吉村　俊夫
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相120―３　グリーンヒルズⅡ―105、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字疋相129番地
破産者　吉村美津子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
北海道石狩市花川南５条２丁目136番地
破産者　西川　法雅
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９８号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3329番地14
破産者　渡部　美代
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４１号
神奈川県座間市相武台４丁目４番26―303号　藤和相武台コープⅡ
破産者　松田マリ子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０２号
静岡市駿河区小鹿1184番地の６、旧住所静岡市駿河区小鹿1189番地の６
破産者　川嶋　唱司
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３４号
愛知県知多郡武豊町字山ノ神65番地５、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字下田43番地10
破産者　清水　敏男
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部